夙川霞・松園地区地区計画

H12. 8.18 決定

H18. 3.10 変更

名 称		夙川霞・松園地区地区計画		
位	置	西宮市霞町及び松園町の全部		
X	域	計画図表示のとおり		
面	積	約17.9ヘクタール		
地区計画の目標		本地区は、阪急夙川駅の南西に位置し、戸建住宅と中低層の集合住宅を中心とした市街地であり、山手幹線沿道の一部に商業施設も立地している。 本地区は、阪神・淡路大震災以降、中高層の集合住宅の建設や山手幹線の事業化が進むなど、住環境が大きく変わりつつある。 本地区計画は、中低層の市街地の環境を保全、育成し、良好な市街地を形成することを目標とする。		
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区は、良好な市街地の形成を図るため、次のように土地利用を誘導する。 1)低層住宅地区:ゆとりと落ち着きのある緑豊かな低層住宅地としての形成を図る。 2)中低層住宅地区:中低層の住環境を保全し、低層住宅地区と同様の良好な住宅市街地としての形成を図る。 3)山手幹線沿道地区:幹線道路沿道としての利便性を活かした小規模の商業施設等と住宅が調和した市街地の形成を図る。		
	地区施設の整備方針	幹線道路については、良好な住環境と調和させるよう快適で緑豊かな歩道整備を図るた、区画道路などの地区施設は、その機能が損なわれないよう維持、増進を図る。		
	建築物等の整備方針	ゆとりと落ち着きのある住環境を保全、育成するため、地区ごとに建築物の用途の制限、 敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度を定める。 また、潤いのある緑豊かなまちなみが形成されるよう、生垣等による道路沿いの緑化に努 める。		

	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり			
	地区	地区整備計画の区域面積		約17.9ヘクタール		
		地区の細区分 (細区分の区域は	名称	低層住宅地区	中低層住宅地区	山手幹線沿道地区
		計画図表示のと おり)	面積	約3.8ヘクタール	約10.5ヘクタール	約3.6ヘクタール
地	建	建築物の用途の制限	Ž.		建築することができる建 築物は次に掲げるものと	建築することができる建 築物は次に掲げるものと
X	築				する。 (1) 住宅	する。 (1) 住宅
整	物				(2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する	(2) 住宅で事務所その他 これに類する用途を兼
Æ	120				用途を兼ねるもの(こ れらの用途に供する部	ねるもの(その用途に
備	等				分の床面積の合計が 50平方メートルを超	の合計が50平方メ
計	に				えるものを除く。)	を除く。)
					(3) 共同住宅、寄宿舎又 は下宿	(3) 共同住宅、寄宿舎又 は下宿
画	関				(4) 学校 (大学、高等専 門学校、専修学校及び	(4) 学校、図書館その他 これらに類するもの
	す				各種学校を除く。) 図 書館その他これらに類	(5) 神社、寺院、教会そ の他これらに類するも
					するもの (5) 神社、寺院、教会そ	の (6) 老人ホーム、保育所、
	る				の他これらに類するもの	身体障害者福祉ホーム その他これらに類する
	事				(6) 老人ホーム、保育所、 身体障害者福祉ホーム	
	項				その他これらに類する	(8) 病院又は診療所
	坎				もの (7) 公衆浴場	(9) 公益上必要な建築物 (10) 店舗、飲食店その他
					(8) 診療所(9) 巡査派出所、公衆電	これらに類するもので その用途に供する部分
					話所その他これらに類	の床面積の合計が
					する公益上必要な建築	150平方メートル以
					物	内のもの(3階以上の
					(10) 前各号の建築物に付	部分をその用途に供す
					属するもの	るものを除く。)
						(11) 自動車車庫で床面積 の合計が300平方メ
						の言語が300平万久 ートル以内のもの又は
						都市計画として決定さ
						れたもの(3階以上の
						部分をその用途に供す
						るものを除く。)
						(12) 前各号の建築物に付
						属するもの

建築物の敷地面積の最低限	100平方メートル。	100平方メートル。	同左
度	ただし、次の各号に掲げ	ただし、次の各号に掲げ	
	る場合の建築物の敷地面	る場合の建築物の敷地面	
	積の最低限度は、当該各	積の最低限度は、当該各	
	号に定める面積とする。	号に定める面積とする。	
	(1) その土地の区域の面積	(1) その土地の区域の面積	
	が500平方メートル	が500平方メートル	
	以上の宅地造成(建築		
	物を建築するため、土		
	地の区画又は形質に改		
	変を加えることをい	変を加えることをい	
	う。)を行う場合	う。)を行う場合	
	150平方メートル	120平方メートル	
	(2) 現に建築物の敷地と	(2) 現に建築物の敷地と	
	して使用されている土	して使用されている土	
	地又は現に存する所有	地又は現に存する所有	
	権その他の権利に基づ	権その他の権利に基づ	
	いて建築物の敷地とし	いて建築物の敷地とし	
	て使用する土地につい て、その全部を一の敷	て使用する土地につい て、その全部を一の敷	
	地として使用する場合	地として使用する場合	
	当該土地の面積	当該土地の面積	
建築物の高さの最高限度			
		メートル以上の場合は、	メートル以上の場合は
		13メートルとする。	15メートルとする。
		ただし、次に掲げる要	ただし、次に掲げる要
		件に適合するものにつ	件に適合するものにつ
		いてはこの限りでない。	いてはこの限りでない。
		(1) 地区計画の決定告示	(1) 地区計画の決定告示
		の際現に存する建築物	の際現に存する建築物
		の高さ又は現に建築の	の高さ又は現に建築の
		工事中の建築物の予定	工事中の建築物の予定
		の高さが13メートル	の高さが15メートル
		を超える場合であって、	を超える場合であって、
		当該敷地を一の敷地と	当該敷地を一の敷地と
		して再度新築するもの	して再度新築するもの
		(2) 敷地内に敷地面積の	(2) 敷地内に敷地面積の
		10分の1以上である	10分の1以上である
		日常一般に開放された	日常一般に開放された
		空地 (緑地を含む。)	空地 (緑地を含む。)
		を有するもの	を有するもの
		2 . 前項ただし書に該当	2 . 前項ただし書に該当
		する場合の最高限度は	する場合の最高限度は
		現に存する建築物の高	現に存する建築物の高
	\	さ又は現に建築の工事	さ又は現に建築の工事
		中の建築物の予定の高	中の建築物の予定の高
		さとする。	さとする。
		3 . 敷地面積500平方	3 . 敷地面積500平方
	\ !		
		メートル未満の場合は、 10メートルとする。	メートル未満の場合は、 10メートルとする。

建築物等の形態若しくは意	屋外広告物は、美観風致	同左	同左
匠の制限	を害さない自己の用に供		
	するもので、表示面積の		
	合計は10平方メートル		
	以下とする。また、広告		
	塔、立看板その他これら		
	に類する広告物の高さは		
	6メートル以下とする。		
	ただし、公共公益上やむ		
	を得ないもので、形態、		
	色彩、意匠その他表示方		
	法が美観を害さないもの		
	は、この限りでない。		

